

お客様各位

平素は格別のご厚情を賜り、誠にありがとうございます。

さて、新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、当事務所では、お客様と職員の安全と健康を最優先に取り組むとともに、お客様の事業への影響を最小限に抑えるべく、必要な情報発信と対応を行っております。

埼玉県中小企業・個人事業主支援金

① 対象企業

県内の中小企業・個人事業主で、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて4月8日から5月6日までの間、7割（20日間）以上休業するもの

- ・4月17日までの期間については証明も含め弾力的に取り扱います。
- ・業種の限定はございません。

② 支援額

20万円又は30万円（複数の事業所を有する場合）

③ 申請手続

5月7日から受付開始を予定しています。

電子申請を活用し、対面による感染拡大を防止するとともに迅速な支給を実施する予定です。

※申請期間、支給方法などの詳細は、補正予算成立（4月30日見込）後に、埼玉県のホームページに案内されますので、各自ご確認をお願いいたします。

詳しくは、埼玉県のホームページをご覧ください。

（埼玉県）

- ・埼玉県中小企業・個人事業主支援金、埼玉県業種別組合応援金

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0801/koronashien.html>

持続化給付金

① 対象者

感染症拡大により、売上げが前年同月で50%以上減少している法人及び個人事業者

② 支援額

法人の方→上限200万円
個人事業者の方→上限100万円

③ 申請手続

インターネットで持続化給付金ホームページへアクセスして電子申請。スマートフォンでも可能。

※具体的な申請方法については令和2年度補正予算案の成立後に公表されます。詳しくはこちらのホームページをご覧ください。

<https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/kyufukin.pdf>

新型コロナウイルス感染症特別貸付

当事務所では、引き続き日本政策金融公庫の新型コロナウイルス感染症特別貸付制度の申し込みのお手伝いをさせて頂いております。

最新の支援制度は、経済産業省のホームページ (<https://www.meti.go.jp/>) で確認することができます。

このような非常事態の時こそお客様の資金調達や経営についてのアドバイスが必要と考えておりますので、遠慮なく相談して頂きますようよろしくお願いいたします。

令和2年4月28日

埼玉県春日部市西八木崎1-1-3

048-754-5161

しんみらい税理士法人

税理士 坂寄 栄司